3　学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に従わなければならない。

4　計算書類のうち貸借対照表については、前二項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する募集又は同条第四項に規定する売出しを行うもの（次項において「有価証券発行学校法人」という。）にあつては、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年文部科学省令第三十六号）の定めるところにより作成しなければならない。

5　計算書類のうち収支計算書については、第二項及び第三項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の定めるところにより作成しなければならない。

（会計の原則）

第二条　学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下この条において同じ。）並びに財産目録を作成しなければならない。

一　［略］

二　全ての取引について、正規の簿記の原則によつて正しく記帳された会計帳簿に基づいて計算関係書類を作成すること。

三　財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を計算関係書類に明瞭に表示すること。

四　採用する会計処理の原則及び手続並びに計算関係書類及び財産目録の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（収益事業会計）

第三条　収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

2　収益事業会計については、前二条、前項及び第四章の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

［条を削る。］

2　学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

［項を加える。］

［項を加える。］

（会計の原則）

第二条　学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

一　［同上］

二　すべての取引について、複式簿記の原則によつて、正確な会計帳簿を作成すること。

三　財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明りように表示すること。

四　採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（収益事業会計）

第三条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第一項に規定する事業に関する会計（次項において「収益事業会計」という。）に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

2　収益事業会計については、前二条及び前項の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

（計算書類）

第四条　学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

一　資金収支計算書並びにこれに附属する次に掲げる内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

イ　資金収支内訳表

ロ　人件費支出内訳表

二　事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表